|  |
| --- |
| ***３４ＪＣジムニータイムトライアル　レギュレーション*** |
| 2017年7月22日 |
| １．競技の概要 |
| １）目的 |
| （１）ジムニーを至愛し、その素晴らしさを共有する仲間に伝えることを目的とする。 |
| （２）ジムニーを通じて四輪駆動車の発展振興と次世代の自動車ユーザーへの安全運転及び |
| 技術向上等の啓蒙活動を行い、自動車社会の発展に貢献する。 |
| ２）大会名称 |
| ジムニータイムトライアル |
| ３）主催者　および　運営組織 |
| （１）日本ジムニークラブ　本部（在 浜松市）と全国各支部が主催する。 |
| 競技は、日本ジムニークラブの中から選出された競技運営委員長と競技運営委員で |
| 組織される、競技運営委員会により運営される。 |
| （２）エントリー申込先 |
| ◆エントリー用紙は、JCJホームページからダウンロードして下さい。 |
| ◆郵便での申込先　〒432-8691　浜松西郵便局私書箱11号　日本ジムニークラブ |
| ◆メール/faxでの申込先・問合せ先 |
| CBF07841@nifty.com |
| Tel/Fax 053-473-4025　　J清水 （本部） |
| （問合せの場合、なるべく電話番号明記の上、メールにてお願いします） |
| ◆参加費振込先　浜松信用金庫蜆塚支店　普通口座468351　日本ジムニークラブ |
| ４）開催場所 |
| 浜松市北区春野町　秋葉オートキャンプ場内特設コース（※） |
| ※JCJ公式ホームページで正式に案内する。 |
| ５）参加者（※）の承認事項 |
| ※参加者とは競技者、観客、オフィシャル等この競技に関わるすべての人を指す。 |
| （１）会場周辺への配慮 |
| ①会場周辺の交通状況、住民に配慮し、交通ルール・マナーを厳守する。 |
| 当然ながら、飲酒運転は絶対にしない。 |
| ②早朝、深夜の移動の際には騒音に対し特に配慮する。 |
| ③会場内での移動は砂埃、飛び石等を発生させないよう徐行する。 |
| ④直火は禁止。火を使う場合はコンロまたはそれに準じる器具を使用する。 |
| ⑤ゴミは参加者が地元まで持ち帰る。 |
| ⑥乗り物の不要な運転禁止。（ＡＴＶ、オートバイ等も含む） |
| （２）損害の補償 |
| 参加車両や備品の破損・盗難・紛失、また会場施設や器具を破損した場合の補償は、 |
| いかなる理由においても、主催者はその責務を負わない。 |
| ２．競技の概要 |
| １）内容と日程 |
| （１）ジムニータイムトライアルは、ナンバー付きのスズキ製四輪駆動自動車による競技である。 |
| **当日車検時に、車検証及び自賠責保険証を確認**し、無効の場合は出走不可とする。 |
| 開催日：　10月22日（日）　10:00～11:30 |
| （２）エントリー受付期間は**9月1日（金）～9月30日（土）**とし、詳細はJCJ公式ホームページ、 |
| 又はそれに代わる媒体（SUPER SUZY等）にて発表する。 |
| エントリー受付台数は先着40台とし、エントリーフィ2,000円の入金を以って受付完了とする。 |
| ２）ドライバー |
| （１）会員継続手続きをしたJCJ会員かつ支部会員のみが出走できる。ただし、競技運営委員長が |
| 特別に認めた者の出走を認める。 |
| （２）ドライバーの登録は1名とし、ダブルエントリーは認めない。 |
| ３）クラス分け・賞典 |
| （１）クラス分けは行わない。 |
| （２）トロフィー・カップ等はないが、地元農産物等の賞品を準備中！ |
| ４）車検 |
| （１）当日朝、車検を実施する。参加車両とドライバーは、主催者が指定する車検受付時間内に必ず |
| ヘルメット・グローブを準備して会場内で待機すること。本人の都合により車検を受けられな |
| かったエントラントは原則失格とする。 |
| また、当日有効な車検証及び自賠責保険証を提示すること。 |
| ５）競技について |
| （１）コース1周のタイム計測を2回行い、合計タイムにより順位を決定する。 |
| （２）コース上の東西ほぼ両端の2ヶ所をスタート・ゴールとし、2台同時スタートで行う。 |
| （３）ゼッケンは申込み受付順とし、1本目は奇数番が西スタートから、偶数番が東スタートから |
| それぞれ1周のタイムを計測する。 |
| （４）スタート・ゴールは4本のパイロンで指定し、ゴール時は4本のパイロン内に停止した |
| 時点までを所要タイムとする。 |
| （５）1本目の走行を終了した車両は、オフィシャルの指定する待機エリアにて待機すること。 |
| その際、車両は待機エリアから出すことを禁止するが、メンテナンス等は行ってよい。 |
| （６）1本目全員の計測終了の10分後に2本目を行う。2本目は東西のスタート位置を1本目と |
| 反対側からとし、1本目最後にスタートした車両から1本目と逆の順番でスタートする。 |
| （７）2本目の走行を終了した車両は、それぞれのキャンプエリア等へ静かに戻ること。 |
| ただし、騒音の再測定等を行う可能性があるため、カーニバル会場からの外出は禁止する。 |
| ３．競技規則 |
| １）スタート及び順位の決定 |
| （１）指定された4本のパイロン内に車両を停止させ、3秒前からのカウントでスタートする。 |
| （２）1周走行後にスタートした4本のパイロン内に戻ってきて停止するまでを所要タイムとする。 |
| （３）万一、同時スタートした車両に追いついたり前車がコースを塞いだ場合等は再測定を行う。 |
|  |
| ２）オフィシャル（競技運営委員）の指示について |
| （１）受付から競技終了までの全ての運営について、ドライバーをはじめとする競技参加者は |
| オフィシャルの指示に従わなければならない。 |
| （２）レスキューはオフィシャルによってのみ行われ、ドライバーはオフィシャルの指示に従わな |
| ければならない。 |
| （３）自力走行不可能とドライバーが判断したときは速やかに両腕でクロス（バッテンマーク）を |
| 作り、リタイヤの意志を伝える。この場合もオフィシャルの指示があるまで車輌から降りては |
| ならない。ただし火災等の緊急時は除く。 |
| ３）出場不可、リタイヤ、失格 |
| （１）競技中にドライバーが車両から降りた場合、失格とする。 |
| （２）転倒、スタック、故障等で停止した場合、自力回復以外は原則としてリタイヤとなる。 |
| （４）レース参加車輌はオフィシャルが示す旗の指示に従わなければならない。指示に従わない場合は |
| オフィシャルの判断によりそれを失格にできる。 |
| ４）オフィシャルが示す旗の意味 |
| （１）赤　揺動　：レースの中断。競技車はただちにその場へ安全に停止。 |
| 下す　：赤旗の解除。（再測定のためスタート地点へ移動する） |
| ５）ペナルティ |
| （１）特にペナルティ項目は設定しないが、紳士的な運転・行動を期待する。 |
| ６）抗議 |
| （１）本戦における全ての抗議は、これを受け付けない。 |
|  |
| ４．安全装備： |
| １）ドライバー |
| （１）ヘルメットはJIS、SNELL、自動二輪用のSG規格以上（半キャップタイプは不可）。 |
| （２）乗車中は長袖長ズボン、グローブを着用すること（軍手は不可）。 |
|  |
| ２）内装 |
| （１）純正以上のロールバー（幌タイプ車のみ義務、バンタイプは装着が望ましい）。 |
| （２）４点以上の競技用シートベルト（純正3点は不可）。取り付けは、純正のシートベルトアン |
| カーの使用を可とするが、新設する場合にはフロアパネルに80ｃ㎡以上の面積を有する板厚 |
| ３ｍｍ以上の当て板を使用して取り付けることを推奨する。 |
| （３）シートの交換は可とするが、車体への取り付けは溶接されているナット又はボルトに取り付 |
| けること。 |
|  |
| ３）外装 |
| （１）四輪に飛び石防止のための泥除け（目的は石とび除け）を装着することを推奨する。 |
| 後続車両は居ないので、前年までのような厳重な運用は行わない。 |
| （２）車両の前後に牽引に十分耐えうる強度を有するクローズドタイプフックを備えること。 |
| ※ＪＢ系の純正フックは船積み用の荷縛りフックで強度不足のため牽引フックとは認めない。 |
|  |
| （３）ブレーキフルード及びパワステフルードのリザーバータンクキャップにはテーピング等の有効 |
| な固定をすること。 |
| （４）バッテリーの確実な固定と、＋端子および配線の有効な絶縁を行うこと。 |
|  |
| ５．車両規則 |
| （１）側突時に有効なドア、又はバーを装着の事。ＳＪ１０、ＳＪ２０はメタルドア 又はホロドア |
| ＋純正以上のドアバーが必要。ＳＪ３０Ｆはハーフメタルドア以上の側突ガードを装着する事。 |
| バーの場合は、有効なネット等を装着のこと。 |
| （２）ドアヒンジの改造（クイックヒンジ等）は不可。 |
| （３）ウインドウシールドの取り外しは不可。 |
| （４）ドライバー側は、ドアガラス、ホロドアスクリーン、又は有効（※）なネットを装着のこと。 |
| ※有効とは：走行中及び転倒時にドライバーの手や体が車外に出るのを防ぐことができる構造、 |
| 強度を有していること。 |
| （５）マフラー系（エキゾーストマニホールド含む）の交換可。ただし有効な消音器を備える事。音量 |
| は車検時に近接計測方式において90db以下であること。 |
| 走行後に再車検を行うことがある。再車検時の計測で不合格の場合、入賞を取り消す。 |
| （６）タイヤチェーン、パドルタイヤ、ダンパータイヤの使用は不可。 |
| （７）上記に記載されている以外の箇所においても、車検時に不適切と判断した場合は改善を求める  場合がある。 |